



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 75, 2026 年 9 月～10 月)

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイト トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2026 年 9 月～10 月）

内容

A: EIOPA、EU 域内の保険契約者保護制度に関する助言を公表（9 月 1 日）	3
B: 豪 APRA、金融機関の説明責任制度の簡素化を提案（9 月 2 日）	4
C: NY 州 DFS、サイバーセキュリティ・リスクの評価にかかるガイダンスを公表（9 月 10 日）	5
D: バミューダ BMA、保険会社の破綻処理の枠組みを提案（9 月 15 日）	7
E: EBA、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化（9 月 18 日）	8
F: 豪 ASIC、プライベート・クレジットにかかる懸念を表明（9 月 22 日）	10
G: ESAs、2026 年下半期のリスクと脆弱性に関するレポートを公表（9 月 23 日）	11
H: 印 IRDAI、保険募集にかかる規制・監督の枠組み（案）を公表（9 月 23 日）	13
I: 米 NAIC、保険会社のプライベート投資にかかる規制に関する見解を表明（9 月 24 日）	16
J: EIOPA、規制の簡素化に向けた取組みにかかるレポートを公表（9 月 28 日）	17
K: 豪 ASIC、2026～2027 年の監督上の優先課題を公表（9 月 30 日）	19

A: EIOPA、EU 域内の保険契約者保護制度に関する助言を公表（9 月 1 日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州連合（EU）における保険契約者保護制度（insurance guarantee schemes：IGS）のための最低の共通基準に関する技術的な助言を欧州委員会（EC）に提出した。同提言の主な内容は以下のとおり。

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 単一市場が深化し、保険会社のクロスボーダーでの活動が拡大する中、すべてのEUメンバー国において一貫した水準の保険契約者の保護を確保することがより重要になってきている（破綻処理時や清算時を含む。）。そうした背景から、ECは、保険再建および破綻処理指令（IRRD）に基づき、EIOPAに対して、EUにおけるIGSの実態を評価し、保険契約者の保護の制度にかかる最低限の調和した基準の潜在的な必要性について技術的な助言を行うよう要請した。 なお、EIOPAは、2020年12月に公表した「ソルベンシーIIの見直しにかかる意見」において、各メンバー国は、保険契約者を保護するため、EU内の最低限に調和した基準を満たす保険契約者保護制度を設けるべきであるとの見解を示している。
EIOPAの助言	<ul style="list-style-type: none"> IGSの保護の範囲：以下の保険が保証の範囲となり得る。 <ul style="list-style-type: none"> 生命保険：生命保険、貯蓄性保険および健康保険 損害保険：火災およびその他の不動産保険、賠償責任保険、傷害保険、保証保険、ならびに、疾病保険 IGSの発動の要件：少なくとも、（再）保険会社が破綻しようとしており（failing）、もしくは、その可能性があり（likely to fail）、かつ、それが合理的な時間内に回避されることについて合理的な見通しが無い場合において、制度が発動されるべきである。 保険金の支払い請求：保険契約者がその保険金の支払いを請求するための（最低限の期間ではなく）調和した期間を定める必要がある。 保険契約者への支払い期限：最短期限の設定は各国の裁量に委ねつつ、保険契約者に対する支払いのための最長の期間を定めるべきである。 保険契約の継続：保険契約の継続の条件やタイミングは、保険契約者の利益の保護という基本原則（guiding principles）についてのみ調和されるべきである。 弁済の優先順位（insolvency ranking）：制度の債権の順位は、保険金のそれと同等であるべきである。 流動性のセーフガード：形態や規模については各国の裁量に委ねつつ、何らかの流動性のセーフガードを設けるべきである。 事後的な拠出金の徴収：事後的な拠出金の徴収は、マーケットの状況に応じて決められる救済措置であるべきである。 資金調達モデル：事前の調達の水準を特定することなく、十分な事前の調達や救済措置としての運営上のバッファを確保すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理当局との連携：自国の破綻処理当局と制度の間の公式な協力の取決めのための要件を設けるべきである。
--	---

インプリケーション：欧州では、保険再建破綻処理指令（IRRD）の2027年1月30日からの適用を控え、保険契約者保護制度（IGS）の制度設計にかかる検討が行われている。「EU内の最低限に調和した基準」を設けることがその目的であるところ、EIOPAの助言はハイレベルなものに留まっており、EU域内における保険会社のクロスボーダーでの活動の状況を鑑みると、EU域内における保険契約者の保護の水準の一貫性という観点で実態がどのようなものとなるのか、注目に値する。なお、日本では、生命保険のセーフティネット制度について、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に対して行われる政府補助の特例のあり方について議論が行われようとしている。政府補助を恒久的なものとするか引き続き特例とするかという技術的な論点の検討に加え、財源の規模の適切性なども検討の余地があるものと思料される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA publishes its technical advice on minimum common standards for insurance guarantee schemes across the EU’

B: 豪 APRA、金融機関の説明責任制度の簡素化を提案（9月2日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、10月2日を期限として、2024年7月に最終化した金融機関の説明責任制度（Financial Accountability Regime：FAR）にかかる規則の改正案を市中協議に付した。
- 主たる改正の一つは、規則において規定していた「主要な機能（key functions）のリスト」（※一定の閾値（100億豪ドル）を満たす保険会社の場合、以下のリストにおける主要な機能を指す。）を削除すること。これにより、主要な各機能に責任者（accountable person）を配置する必要はなくなる。「責任者」は、金融機関の説明責任制度にかかる法律（Financial Accountability Regime Act）において「経営および統制に責任を有している上級経営陣」と定義されており、金融機関は、（すべての主要な機能の責任者ではなく）当該定義を満たす者にかかる報告を行うことで足りる（＝規制上の負担の軽減につながる）こととなる。

主要な機能	役員が責任を有すべき統制等
資本管理	<ul style="list-style-type: none"> 内部の資本十分性評価プロセス、ストレス・テスト、資本バッファーおよび資本調達手段を含む、資本管理機能。
コンダクト・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営陣や従業員に関する不適切な、非倫理的な、もしくは、不法な行為のリスクを特定し、モニタリングすることを含む、コンダクト・リスク管理。
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> データ戦略、データ・アーキテクチャ、データ管理の枠組みとガバナンス、データの品質と危機管理（issue management）、および、データ・リスク管理（データの統制やデータ・プライバシーを含む。）を含む、データ管理。
財務および当局報告	<ul style="list-style-type: none"> 法定の財務報告、市場開示、規制上のデータ収集の準備を含む、財務および当局報告の機能。
財政的苦境のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 財政的に困難な状況にある消費者に対応し、管理するための方針、手順および実務。
保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> 商品の設計、開発および募集、責任準備金の計算、ならびに、プライシングの機能（枠組

管理	み、戦略、方針、手順および評価等の側面を含む。）。
オペレーショナル・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク管理の枠組みと戦略の維持、オペレーショナル・リスクとコンプライアンスの特定、評価および管理、オペレーショナル・リスクの統制の状態、オペレーショナル・リスクのプロファイルの評価、事業継続、ならびに、サービス・プロバイダ・リスクの管理を含む、オペレーショナル・リスク管理の機能。
商品設計と募集	<ul style="list-style-type: none"> 商品設計と募集にかかる義務の遵守に関するあらゆる活動。
商品の組成	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に関連する商品の組成にかかる義務（開示、契約、表示を含む。）。
再建、退出および破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 再建および退出計画の機能（ガバナンスの取決め、トリガーの枠組み、政策措置、シナリオ分析、再建能力の評価、および、コミュニケーション戦略を含む。）。 破綻処理計画の機能（重要な機能の特定におけるAPRAの支援、政策措置の実行可能性の評価、破綻処理計画の実施の障壁の除去を含む。）。
再保険の管理	<ul style="list-style-type: none"> 再保険戦略、管理および実務を含む、再保険の機能。
詐欺の管理	<ul style="list-style-type: none"> 詐欺や不正による消費者の損害を回避および軽減し、また、詐欺や不正（その被害を受けた消費者を含む。）に対応するための方針、手順および実務。
テクノロジー管理	<ul style="list-style-type: none"> テクノロジー戦略、利用されているテクノロジーのライフサイクル管理、テクノロジーにかかる統制の状態、情報セキュリティ、障害からの復旧、テクノロジーのオペレーションとインフラストラクチャーを含む、テクノロジー管理。
教育とモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品やサービスを提供する職員等の教育とモニタリング。これには、商品、サービスもしくは活動にかかる義務的で継続的な教育を含む。
保険引受	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受マニュアル、方針および手順の作成および維持、作成された方針と整合的な保険引受基準の維持、保険引受機能のリソース、権限の委譲と権限、ならびに、予算と予測を含む、保険引受の機能。
内部通報の方針とプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 内部通報の方針とプロセスの実施とモニタリング。

インプリケーション： 不要な規制を廃止するという観点から規制の簡素化の議論が行われることは適切であると考えられる。他方で、規制で求められていることのみを実施することで責任を果たしていると考えている金融機関が大半を占めるのではないかと推察されるところ、金融機関の顧客（預金者や保険契約者等）の保護および金融市場の安定のために必要な規制は、詳細に設計され、厳格に適用される必要があるものと考えられる。

（参考） [APRA 'APRA and ASIC commence consultation on FAR streamlining'](#)

C: NY 州 DFS、サイバーセキュリティ・リスクの評価にかかるガイダンスを公表（9 月 10 日）

- ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、DFSのサイバーセキュリティ規制において求められているリスク評価の実施方法にかかるガイダンスを公表した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

<p>背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> NYDFSは、金融機関のリスク評価と情報セキュリティにかかる方針と手順をレビューした結果、以下のような課題を特定した。 <ul style="list-style-type: none"> 資産の範囲および可視性の不十分さ：例えば、資産のインベントリが更新されていない、もしくは、不十分である、非公開情報（NPI）の所在を特定できていない、重要なビジネス・プロセスやサードパーティ・サービス・プロバイダー、クラウド環境、もしくは、その他の外部への依存をカバーしていない。 脆弱な、もしくは、一貫性のない手法：サイバーセキュリティ・リスクを特定し、分析し、優先付けし、文書化する、既存の統制の実効性を評価する、また、固有リスクと残余リスクを区別することが一貫性を持って行われていない。 新たな（evolving）リスクや相互に関連するリスクへの説明不足：例えば、金融機関のオペレーションに重大な影響を与え得る新たな技術、脅威のランドスケープの変化、相互依存関係、集中リスク、単一障害点を捕捉できていない。 不十分なガバナンスとリスクへの対応：例えば、オーナーシップの明確化、リスクへの対応の文書化、リスク評価の結果の全社的なガバナンスへの統合、リスク評価のアップデートなどが適切に行われていない。 不十分なサイバーセキュリティ・プログラム：その結果、金融機関のリスク・プロファイルに合致した方針、統制、リソースにかかる意思決定が行われない。
<p>ガバナンスと監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係する場合、金融機関は、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）もしくはリスク評価のプロセスを監督（oversee）する役員を任命しなければならない。 金融機関は、CISOの参画を求めることに加え、関連する事業ユニット、オペレーション、コンプライアンス、法務、その他の主要なステークホルダーからインプットを引き出すべきである。これにより、サイバーセキュリティ・リスクの評価がより良いものとなる。 金融機関は、リスク評価の結果が上級経営陣、および、適切な場合には、取締役会（Senior Governing Body）に報告されていることを確保すべきである。
<p>定義された手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サイバーセキュリティ関連のリスクを特定し、分析し、また、対応するためのアクションを優先付けするため、明確で再現性のある手法を採用すべきである。また、その手法は、少なくとも、リスクの頻度と影響度の合理的な見積りを定義し、一貫した評価の閾値を適用すべきである。さらに、金融機関は、選択した手法が、自身のビジネス・モデルや技術環境、リスク・プロファイルに合致したものであることを確保すべきである。 脅威や脆弱性を特定するための構造化されたプロセスには、脅威インテリジェンス、インシデントのトレンド分析、脆弱性スキャン、ペネトレーション・テスト、監査やリスク評価における発見事項等の複数のインプットを取り込むべきである。 金融機関は、悪意のある行為者、システムのセキュリティ設定の不備（system misconfigurations）、内部の不正（insider misuse）、プロセスの失敗（process failures）など、内外の脅威の両方を評価すべきである。脆弱性の特定は、技術的な脆弱性に留まらず、管理上の統制、自然災害、人的要素、サードパーティへの依存なども含めるべきで

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> NPIの紛失、財務上の損失、オペレーションの中断、法規制上のリスク、風評の棄損、再調達コストは、リスク評価において勘案されるべきである。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、リスク評価の範囲を定義するに際し、自身のサイバーセキュリティ・リスクのプロファイルに大きな影響を与え得る広範な内外の要素を勘案すべきである。その範囲は、自身の規模、複雑さ、事業活動、技術環境に比例したものであるべきである。 包括的なリスク評価は、情報システムの機密性、完全性（integrity）もしくは可用性に影響し得るすべての資産およびその他の要素をカバーすべきである。それらの資産には、ハードウェア、ソフトウェア、インフラストラクチャー、人的資本、プロセス、データが含まれる。金融機関は、資産のインベントリーを最新のものに保たなければならない。 リスク評価は、最新の技術や脅威の環境の変化が、金融機関のリスク・プロファイルに大きく影響するか否かを検討すべきである。 リスク評価は、サードパーティ・サービス・プロバイダーに関連するサイバーセキュリティ・リスクを評価すべきである。また、リスク評価は、情報システム、共有の技術プラットフォーム、情報セキュリティ・サービス、サードパーティ・サービス・プロバイダーの間におけるサイバーの相互依存関係を評価すべきである。
文書化と追跡可能性	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、リスク評価を通して、サイバーセキュリティ・リスクがどのように特定され、評価され、対応されたかを示す十分な文書を維持しなければならない。また、経営陣によるリスク・テイクが文書化されているべきである。 サイバーセキュリティ・リスクは、それらが評価され、優先付けられ、低減され、移転され、もしくは、受容される前に、明確に特定され、文書化されているべきである。 金融機関は、リスク・レジスターや比較トラッキングのプロセスなど、評価の結果を記録し、改善活動をモニターし、残余リスクの変化を記述するためのメカニズムを維持すべきである。
リスク評価の統合と更新	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、リスク評価の結果を、サイバーセキュリティにかかる方針、手順、統制およびテスト計画を設計し、実装し、アップデートするために利用しなければならない。 金融機関は、リスク評価を、合理的に必要な範囲（少なくとも年に一度の頻度）でレビューし、アップデートしなければならない。

インプリケーション：複数の国・地域において、サイバーセキュリティにかかる規制・監督上の動きが目立つようになってきている。金融機関には、規制・監督当局の期待を十分に踏まえつつ、それに留まることなく、プロアクティブに取り組んで行くことが期待される。

（参考）NYDFS ‘DFS Issues New Cybersecurity Guidance on Risk Assessments for Financial Services Entities’

D: バミューダ BMA、保険会社の破綻処理の枠組みを提案（9 月 15 日）

- バミューダ金融管理局（BMA）は、12月15日を期限として、商業保険セクター向けの破綻処理の枠組みの段階的な導入に向けたアプローチ（案）を市中協議に付した。同案の主な内容は以下のとおり。

破綻処理当局の指定	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理の機能は、BMA内に設けられる。その意味で、BMAは、バミューダの保険セクターにおける破綻処理当局として指定される。公式な指定は、1969年BMA設置法の改正によって規定される。 BMAは、監督上の義務との間におけるいかなる利益相反も回避するために設けられる、強固で透明な内部のガバナンスの枠組みの下、破綻処理の機能に対する責任を引き受ける。BMA内におけるこれらの二つの機能の独立性は、オペレーションの分離、明確な人員配置、独立したレポーティング・ラインと意思決定の構造によって確保される。
破綻処理の目的の定義	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理の目的は、①保険契約者の保護、②バミューダの金融安定の確保、③公的資金の利用の最小化、④顧客の資産の保護、⑤バミューダの保険市場および金融システムへの信頼の維持、と定義する。これらの目的は、優先付けされるものではなく、全体的なバランスの中で達成されるものと位置付けられる。 破綻処理の目的は、関係する法令の改正によって規定される。
枠組みの適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 破綻処理の枠組みは、①国内の保険会社（domestic insurers）、②BMAがIAIGsとして指定した保険会社、に適用される。ただし、BMAは、その裁量により、バミューダに拠点を有する商業保険会社を追加的に同枠組みの対象に含めることができる。同枠組みの適用範囲は、1978年保険法の改正により規定される。 破綻処理計画は、必ずしも、本枠組みの適用範囲に含まれるすべての保険会社について策定することとはしない。破綻処理計画の策定の要否については、危機管理グループ（CMG）のメンバーとの協議の中で検討する。 BMAは、破綻処理計画を策定することとなる保険会社に対して、その旨を通知する。

インプリケーション：BMAによる本取組みは、同国の保険規制を保険監督者国際機構（IAIS）が定める国際的な基準の水準と整合させることを目的とする取組みの一環として行われるものである。規制という枠組みの設計に留まらず、実効的な運用が確保されることが期待される。

（参考）BMA ‘Consultation Paper - Proposed Phased Introduction of a Resolution Regime for the Bermuda Commercial Insurance Sector’

E: EBA、サードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化（9月18日）

- 欧州銀行監督局（EBA）は、非ICTサービスに関連するサードパーティ・リスクの管理にかかるガイドラインを最終化した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインは、連結ベースおよび中間連結（sub-consolidated）ベースで適用される。 本ガイドラインは、原則として、法的に提供が求められるサービス（法定監査等）、規制に服している金融サービス（カストディ・サービス等）、マーケット情報の提供にかかるサービス、金融機関との金融サービス取引、決済ネットワーク・インフラストラクチャー、清算および決済にかかる取決め、等には適用されない。
ガバナンスの取	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営機関（management body）は、サードパーティ・リスクの健全な管理にかかる戦略を定義し、承認し、定期的にレビューすべきである。なお、金融機関は、ICTおよび非ICT

決め	<p>のサードパーティ・リスクについて、統合した戦略を設けるか、それぞれ別の戦略を設けるかを決定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サードパーティ・サービス・プロバイダー（TPSPs）との取決めから生じるすべてのリスクを特定し、評価し、モニターし、管理すべきである。なお、TPSPsの利用は、経営機関の責任の移譲にはならない。
契約上の取決め	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営機関は、TPSPによって提供される重要な（critical or important）機能をサポートする非ICT関連のサービスの利用にかかる文書化された方針を承認し、また、その方針を、少なくとも年に一度、レビューすべきである。 当該方針は、少なくとも、①経営機関の責任、②ビジネス・ラインや内部統制機能の関与、③契約上の取決めのモニタリングに責任を有する経営陣、④契約上の取決めの計画、⑤サードパーティとの取決めの実施、モニタリングおよび管理、⑥文書化と記録の保管、⑦退出戦略、をカバーすべきである。
利益相反	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サードパーティとの取決めにかかる利益相反を特定し、評価し、管理すべきである。
事業継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、TPSPsによって提供を受ける重要な機能の継続性を確保するため、事業継続計画を策定し、維持し、定期的にテストすべきである。TPSPは、必要に応じて、そのテストに関与すべきである。
文書化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、そのリスク管理の枠組みの一環として、すべてのサードパーティとの取決めにかかる最新の情報を維持すべきである。また、金融機関は、終了したサードパーティとの取決めにかかる文書も一定期間維持すべきである。 金融機関は、要請があった場合、サードパーティとの取決めにかかる情報を監督当局に対して提供できるべきである。
サードパーティとの取決めのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 契約前のプロセス <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サードパーティとの取決めが関連するリスクに与える潜在的な影響を勘案すべきである。 金融機関は、契約前に、TPSPのデュー・ディリジェンスを実施すべきである。重要な機能が関係する場合、金融機関は、TPSPが、適切な評判や能力、専門性を有していること、適切な内部統制とリスク管理のプロセスと手順を有していること、地理的な依存関係にかかるリスクを管理していること、事業継続計画を有していること、等を確保すべきである。 契約フェーズ <ul style="list-style-type: none"> 金融機関とTPSPの権利と義務は、明確に整理され、契約において文書化されるべきである。 重要な機能をサポートしているサードパーティとの取決めは、合意されたサービス・レベルにかかる記述、通知期間と報告義務、コンティンジェンシー計画の実施とテストにかかる要

	<p>件、TPSPのパフォーマンスをモニターする権利、退出戦略等を含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 重要な機能をサポートするサービスの利用にかかるサードパーティとの取決めは、重要な機能（の一部）の再委託の可否を明確にすべきである。 • 契約の終了 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、関係する法令等に基づき、サードパーティとの取決めを終了できるべきである。 - サードパーティとの取決めは、重要な機能をサポートしているサービスの別のTPSPへの移転等が容易に行われるようにすべきである。
--	--

インプリケーション： サードパーティ・リスクはもっぱらICT関連のサービスに起因すると考えられている可能性も思料されるところ、本ガイドラインは非ICTサービスのサードパーティ・リスクに焦点を当てていることは注目に値する。金融機関には、非ICTサービスにも着目してサードパーティ・リスクを管理することが期待される。

（参考） EBA ‘The EBA publishes its final Guidelines on the management of third-party risk, delivering a more proportionate and consistent framework aligned with DORA’

F: 豪 ASIC、プライベート・クレジットにかかる懸念を表明（9月22日）

- オーストラリア証券取引委員会（ASIC）のSimone Constant委員（Commissioner）は、ASICのプライベート・クレジットにかかる取組みに言及した。同氏の発言の主な内容は以下のとおり。

認識している課題	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・クレジットは、適切に行動している（done well）場合、金融システムにおいて重要な役割を果たす。 • ASICは、プライベート・クレジット・セクターの脆弱性を改善しようと努めてきているものの、多くの事項が遅々として進まない。そうした中、現在、そのような脆弱性のいくつかは、大規模に顕在化しようとしている。それを回避するため、プライベート・クレジット・セクターは、その基準を引き上げなければならない。
プライベート・クレジットの成長	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・クレジットを含むプライベート・マーケットは、オーストラリアにおいて、急速に（過去10年で500%）成長している。他方で、ガバナンスや統制、引受基準は、この成長のペースに追い付くことができていない。
リスクの顕在化	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・クレジットにエクスポージャーを有する不動産ディベロッパーは、経済環境がより厳しくなれば、より一層脆弱になる。 • オーストラリアのプライベート・マーケットは、建設や不動産セクターにおける実物資産の裏付けのある融資が大半であるという点で、他国の状況とは異なるという見解を示している者もいる。他方で、この数週間の状況を鑑みると、そのような見方は控えなければならない。異なることが防御になる訳ではなく、唯一、良い基準のみがその役割を果たすことができる。
期待される取組み	<ul style="list-style-type: none"> • ASICは2025年11月、プライベート・クレジット・セクターが遵守すべき10の原則を示している。同セクターには、それらの原則を踏まえて行動することが期待される。

インプリケーション： オーストラリアにおいても、プライベート・クレジット、さらには、プライベート・マーケットに対する警戒感が高

まってきたことが伺える。プライベート・マーケットの存在感が増々高まっている中、その規制・監督のあり方について、グローバルで議論を進める必要があるものと思料される。

（参考）ASIC ‘The case for private credit standards: if not, why not?’

G: ESAs、2026 年下半年期のリスクと脆弱性に関するレポートを公表（9 月 23 日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、2026年下半年期の「欧州連合（EU）の金融システムにおけるリスクおよび脆弱性に関するレポート」を公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

マーケットのトレンド	<ul style="list-style-type: none"> 関税によって鈍化した成長と継続する地政学的な問題と不確実性 <ul style="list-style-type: none"> 地政学的な不確実性とエネルギー市場の混乱は、欧州のマクロ経済の見通しを悪化させている。イラン戦争の見通しの不透明さは、引き続き、主要なリスク要素となっている。 EUの株価と債券金利の上昇 <ul style="list-style-type: none"> イラン戦争への対応に失敗したにもかかわらず、株価は過去最高水準を記録した。国債および社債の金利は上昇している。 プライベート・クレジットに関して、投資家の米国の半流動的な（semi-liquid）ファンドからの退避は、脆弱さを示している。
保険および年金セクター	<ul style="list-style-type: none"> 保険および年金セクターの資本および流動性ポジションの強化 <ul style="list-style-type: none"> 生損保会社とも、ソルベンシー比率（中央値）は安定している。損害保険事業の収益性は安定している。 確定給付型から確定拠出型スキームへの移行が継続することは、職域年金基金のリスク・プロファイルや投資戦略に影響を与え得る。 リスクのドライバー：地政学、エネルギー価格、自然災害、AI <ul style="list-style-type: none"> サイバー・リスクの再評価（repricing）、より厳格な引受、より多くの免責は、長期的に、補償の利用可能性を減少させ得る。 より高頻度で発生する甚大な自然災害イベントは、プロテクション・ギャップを拡大し得る。
銀行セクター	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスクの増大 <ul style="list-style-type: none"> サイバーや不正リスクは、主たるリスクのドライバーである。大きく高められたフロンティアAIモデルの脅威のケイパビリティは、銀行セクターの対応能力に対する懸念を高めている。
証券市場におけるEU域外への依存	<ul style="list-style-type: none"> ファンド：欧州域外への投資のシェアが高い株式ファンド <ul style="list-style-type: none"> EUのUCITS（譲渡可能証券への集団投資事業）ポートフォリオは、EU域外へのエクスポージャーが高い状況にある（例えば、米国の割合は52%）。債券のエクスポージャーは、対照的に、米国の割合は低く、欧州（45%）とその他の地域にも分散している。 EUのAIFs（オルタナティブ投資ファンド）は多様であり、不動産、インフラストラクチャー、

	<p>プライベート・エクイティ・ファンドは、欧州に対してより高いエクスポージャー（それぞれ、92%、73%、71%）を有している。他方で、ヘッジファンドや株式のAIFsは相対的に低い。</p>
保険セクターのグローバルの相互関連性	<ul style="list-style-type: none"> 保険セクターのグローバルの相互関連性 <ul style="list-style-type: none"> 保険セクターは、グローバルでの相互関連性を高めている。その主たる要因は、資産および再保険をドライバーとする分散効果にある。加えて、外国市場や少数の主要な金融および再保険センターへのエクスポージャーの高まりがある。 欧州経済領域（EEA）の保険会社のEEA域外の市場との関連性 <ul style="list-style-type: none"> EEA域外への投資は、投資全体の約13%を占める。その多くは、米国の資産や上場株式である。 責任準備金（負債）については、EEA域外へのエクスポージャーは3.2%に留まる。その多くは、損害保険事業およびユニットリンク事業にかかるものである。 再保険については、出再されたリスクの28%がEEA域外のカウンターパーティに移転されている。それらのエクスポージャーは、英国、バミューダおよびスイスに集中している。 保険引受については、総収入保険料の約10%がEEA域外からのものである。その多くは、損害保険および再保険にかかるものであり、英国、米国および中国が主要なマーケットとなっている。
プライベート・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> プライベート・クレジット市場の拡大 <ul style="list-style-type: none"> プライベート・クレジット市場は、引き続き、AI関連等の資金調達源として急速に拡大している。 保険会社のプライベート・クレジットへのエクスポージャーは、全体としては限定的である。その多くは、モーゲージ・ローン等に集中しており、非上場の社債や債務担保証券がそれに続く。他方で、ルックスルーにかかるデータが限定的であり、原資産の分析は困難である。 資金調達がよりマーケット・ベースになり、プライベート・マーケットが成長しており、保険会社の健全性監督はより重要なものとなっている。例えば、ソルベンシーIIにおける資本要件は、主要なリスクを捕捉できているものの、集中リスク等は捕捉できていない。
サイバー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> AIの急速な発展とサイバー攻撃に対する脆弱性 <ul style="list-style-type: none"> システム障害（system failures）がICTにかかるインシデントの大半の要因である。 サイバー・リスクとデータ・セキュリティは、依然として、オペレーショナル・リスクの最大のドライバーである。金融機関に対するサイバー攻撃の数は高止まりしている。フロンティアAIモデルの急速な発展は、サイバー・リスクをさらに高め得る。 量子コンピューティング <ul style="list-style-type: none"> 量子コンピューティングは、金融セクターに多大なベネフィットをもたらし得る。他方で、先進的な量子コンピュータは、現在広く使われているいくつかの暗号システムを弱体化させ

得る。現在収集されている情報は、将来において解読され得る。

インプリケーション：本レポートが、欧州の金融セクターのEU域外へのエクスポージャーが高まっていることがもたらし得るリスクを取り上げていること、資本規制がプライベート・クレジット市場のリスクを必ずしも的確に捕捉できていないこと、量子コンピューティングのリスクに言及していることは、特に注目に値するものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘ESAs call for vigilance over external dependencies, cyber threats and private credit risks’

H: 印 IRDAI、保険募集にかかる規制・監督の枠組み（案）を公表（9月23日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、10月25日を期限として、保険募集にかかる新たな規制・監督の枠組み（案）を市中協議に付した。

戦略上の目的	提案された主な規制・監督上の要件
規制上の裁定の機会の排除	<ul style="list-style-type: none"> 募集の形態の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> 保険募集を行うことができる主体を、保険募集会社（insurance distribution entities：IDE）、保険募集人（insurance distribution persons：IDP）、保険市場インフラストラクチャー機関（market infrastructure institutions for insurance：MII）の3つに限定する。 事業範囲の整理 <ul style="list-style-type: none"> すべてのIDEsは、複数の保険会社のあらゆる商品を販売することができることとする。 代理できる者の明確化（オープン・アーキテクチャとクローズド・アーキテクチャ） <ul style="list-style-type: none"> IDPは、一つの生命保険会社、損害保険会社、健康保険会社およびその他のモノライン保険会社の商品を販売することができる。ただし、IDPは、複数の保険会社の競合する商品（例えば、損害保険会社の健康保険と健康保険会社の健康保険）を販売することができない。 IDEsに雇用されている特定者（Specified Persons）およびIDEsと契約のある販売人（Point of Sales Persons：PoSPs）は、それらのIDEが提供する商品を販売することができる。PoSPsは、複数のIDEsと契約することはできない。
仲介者が営む非保険事業にかかる制限の除去	<ul style="list-style-type: none"> 非競合事業の許容 <ul style="list-style-type: none"> すべてのIDEsおよびIDPsは、関係する金融セクターの規制に基づく認可を受けて、保険以外の金融商品を販売することができる。また、すべてのIDEsおよびIDPsは、関係するセクターの規制当局から委任（mandate）を受けた場合、非金融商品を販売し、また、非金融サービスを提供することができる。 募集人に対する資格および研修の要件の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 新たにIDPsとなる者は、高校を卒業していなければならない。また、IDPsは、最低100時間の研修を受講しなければならない。
参入障壁の緩	<ul style="list-style-type: none"> 資本要件の見直し

和と資本要件	<ul style="list-style-type: none"> - IDEsの初期資本は100万ルピーでなければならない。また、前年の手数料等収入の0.1%（最低100万ルピー、最大1億ルピー）は、銀行預金として保持されなければならない。 - MIIの資本要件は2.5億ルピーとする。 • 登録要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> - IDEsおよびMIIsの登録は、年次の手数料を支払う限り継続される。 - 保険募集人（insurance distribution persons）の登録もしくは認可要件はなくなる。 • 手数料制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> - すべてのIDEsについて、新規登録（application cum registration）手数料は1万ルピー、年間手数料は1万ルピーもしくは前年の報酬（commission）の0.04%のいずれか高い方の金額とする。
総費用の低減	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社による募集 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、その支店において、非競合の保険セグメントにおけるグループの保険会社の商品を販売することができる。 • 経営費用（Expenses of management : EoM）の枠組み <ul style="list-style-type: none"> - EoMは、総コミッションとその他のオペレーションにかかるすべての費用の合計額を総元受保険料収入で除して計算される。出再保険会社として再保険会社から受領する支払額（支払い保険金を除く。）は、再保険コミッションとして管理される。 - EoMの枠組みは、保険会社の総費用を次第に低減していく（＝保険契約者に対して提供する価値を高めていく）ことを目的としている。生命保険会社は2年間でEoMを15%に、損害保険会社は同25%にすることが期待される。 - 保険会社のすべての費用（保険仲介者に対する支払いや非金銭的なインセンティブを含む。）の監査を義務付ける。
手数料にかかる上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> • コミッション体系の透明化のための原則 <ul style="list-style-type: none"> - オープン・アーキテクチャは、クローズド・アーキテクチャと比べ、より低いコミッションの上限を設けるべきである。 - （販売のための努力を要しない）強制的な保険商品のコミッションはほぼゼロであるべきである。複雑な商品は、コミッションの上限をより高くすることができる。グループ保険のコミッションは、個人保険のそれと比べ、より低い水準であるべきである。 - 保険契約の更新にかかるコミッションは、初回の契約時のコミッションより低い水準であるべきである。 - コミッションを誘引とする健康もしくは自動車保険の移管（portability）は奨励される

	<p>べきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生命保険のコミッション体系は、保険募集人に対して、保険契約者が、初年度ではなく、複数年にわたって保険料の支払いを行うことを促すことを慫慂するものであるべきである。一時払い商品や節税効果のある商品のコミッションは、低くあるべきである。
市場インフラ機関の設立	<ul style="list-style-type: none"> • 保険のための市場インフラストラクチャー機関（Market Infrastructure Institutions for Insurance：MII）の設立 <ul style="list-style-type: none"> - インドにおける保険のワンストップのデジタル・プラットフォームであるBima SugamはMIIの一例である。IRDAIは、Bima Sugamが広範な保険商品を提供することを期待している。また、IRDAIは、保険会社がそのような非営利のデジタル・プラットフォームを設立することを期待している。 • 公的な保険のレジストリ（Public Insurance Registry：PIR） <ul style="list-style-type: none"> - IRDAIは、MIIとしてPIRを設立することを提案しており、PIRがBima Sugamのような役割を果たすことを期待している。
マーケット・コンダクトにかかるインセンティブの設計	<ul style="list-style-type: none"> • 抱合せ販売（compulsory bundling）の禁止 <ul style="list-style-type: none"> - IDEsである銀行およびノンバンク金融機関（NBFCs）が、保険商品を自身の他の商品やサービスと強制的に抱き合わせて提供することを禁止する。ただし、顧客にとってのメリットが明確であるパッケージでの販売は許容される。 - 中小零細企業にかかるプロテクション・ギャップに対応するため、5千万ルピーという現行の補償の上限は廃止される。 • 不適切募集（mis-selling）にかかる注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社およびIDEに対する詳細な適合性の枠組みが設けられるべきである。 - コミッションを広く定義する。また、銀行もしくはNBFCの職員に対する量もしくは報償（reward）に紐づくインセンティブを禁止する。 - 募集人の機能のアイデンティティを当該者が販売した保険契約と紐づけるとともに、不適切募集の事例にかかる情報を公開する。 - 不適切募集が判明した場合には、コミッションは回収される。
透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 商品にかかる透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> - すべての保険会社は、一貫した基準に基づき、理解が容易な方法で、商品、保険料および品質にかかる情報を開示すべきである。「ダーク・パターン」は、法令によって禁止される。 - 取締役会が承認したコミッション（報酬（rewards）や関連する支払いを含む。）の支払いにかかる方針は、公開されるべきである。 • マーケット・コンダクトにおける透明性

	<ul style="list-style-type: none"> - 保険契約の締結前に、顧客と保険会社との間の明確な関係性が構築されるべきである。 - 「保険会社を知る（know your insurer）」、また、「募集人を知る（know your distributor）」ためのメカニズムが構築されるべきである。
構造的な制約の緩和	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車保険の合理化 <ul style="list-style-type: none"> - デジタルによる購入を奨励する。 - 一定の要件を満たす自動車保険サービス提供者（MISP）であるすべての自動車ディーラーに対して、IDEとして登録を受けることを義務付ける。その他のMISPである自動車ディーラーについては、PoSPsとしてIDEと提携する、もしくは、保険会社のアソシエートとなることを求める。 - 新車の購入者である顧客に対して選択肢を提供できるよう、自動車ディーラーであるIDEsおよびPoSPsに対して、特別な義務を課す。 - 自賠責保険や簡易な自動車保険のコミッションを引き下げる。

インプリケーション：本文書は、インドの保険募集にかかる規制・監督の枠組みを大きく変更し、保険の浸透度をより一層高めることを目的とするものであると考えられる。手数料にかかる規制や自動車保険の合理化など、日本の保険セクターにおいても参考とし得るアイデアがいくつか提示されており、日本においても、保険募集の健全性の確保に向けて、さらなる議論（必要に応じて、規制の強化）が行われることが期待される。

（参考）IRDAI ‘consultation paper on distribution reforms’

I: 米 NAIC、保険会社のプライベート投資にかかる規制に関する見解を表明（9月24日）

- 米国保険監督官協会（NAIC）は、プライベート・クレジット会社が保険市場および保険契約者にもたらすリスクにかかる米国上院銀行・住宅・都市問題委員会の野党筆頭（Ranking Member）からの公開書簡に対する見解を公表した。同見解の主な内容は以下のとおり。

野党筆頭からの要請	<ul style="list-style-type: none"> • 本書簡は、NAICに対して、プライベート・インベストメント・ファームと保険会社との間の結びつきが強くなることによってもたらされるリスクの特定と対応にかかる州当局の取組みについて情報を提供することを要請するもの。 • 生命保険会社は、プライベート・クレジット業界に対する重要な資本の提供者となっている。保険会社が破綻すると、保険契約者の便益が損なわれ得るほか、納税者が損失を負担する可能性も生じ得る。 • NAICは、保険会社とプライベート・マーケットとの間の結びつきが強くなることから生じ得るリスクについて、控え目な（modest）対応を行っているものの、その多くは未だ実施中である、もしくは、制度自体を構築している途中である。 • 議会は、プライベート・クレジットが保険市場や保険契約者に対してもたらすリスクをより低減するため、連邦の政策立案者が対応すべき規制上のギャップを理解する必要がある。
-----------	---

NAICの回答	<ul style="list-style-type: none"> 全体感 <ul style="list-style-type: none"> 州当局は、より複雑になっている投資や資産の構成に対する監督を強化するため、様々な取組みを行っている。それらの取組みは、①保険負債の見合いの資産に対する理解、②リスクに応じた資本賦課、③保険グループの構造を通じた活動（関連会社との取引を含む。）の十分な可視化、に焦点を当てたものである。 以下の様な取組みは、州の保険規制が環境の変化に応じて進化し続けていることを示すものである。 保険負債の見合いの資産に対する理解 <ul style="list-style-type: none"> 2022年に採択された保険数理ガイドライン第53号は、合理的なシナリオの下で、長期の保険負債の裏付けとなる資産のキャッシュフローの十分性を評価することを求めている。また、保険数理ガイドライン第55号は、出再後における資産の十分性を評価することを求めている。さらに、保険会社は、2026年末以降、共通の枠組みを用いて、プライベート投資について報告することが求められるようになる。 リスクに応じた資本賦課 <ul style="list-style-type: none"> 証券化の構造（waterfall）におけるリスクに対応するため、規制当局は、仕組み証券（structured securities）の残余持分（residual interest）に対して45%のリスク・チャージを課している。また、ローン担保証券（CLOs）について、2026年末から、より低格付のトランシェに対する資本要件を追加している。また、規制当局は、「同じリスクには同じ資本」の原則の下、リスクベース資本（RBC）の枠組みを包括的にレビューしている。 関連する者（related party）との取引にかかる透明性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 開示の枠組みは、保険会社に対して、関連する者に対する直接的な投資のみならず、当該者が影響を与え得る取引についても特定することを求めている。また、保険会社には、自身に代わって投資の意思決定を行った者を開示することが求められている。
---------	---

インプリケーション：米国上院銀行・住宅・都市問題委員会の野党筆頭の指摘は、米国の州別の保険規制・監督が保険会社の親会社の行動をどこまで規制できるのかという点を問うものであり、非常に興味深い論点であると考えられる。なお、日本においても、金融機関の親会社（持株会社や主要株主等）がその子会社である金融機関の経営に大きく影響を及ぼすことができるような状況となっており、金融機関の健全性の確保やその顧客の保護のためには、そうした親会社に対する規制・監督のあり方をより強化する方向で検討が進むことが期待される。

（参考）NAIC ‘NAIC Letter Details Proactive State Oversight of Evolving Insurance Landscape’

J: EIOPA、規制の簡素化に向けた取組みにかかるレポートを公表（9月28日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、規制の簡素化に向けた取組みにかかる進捗レポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 地政学、経済および技術環境が急速に進展しており、欧州は、より一層の結束と機敏さとス
----	---

	<p>ピードを持って、それに対応していかなければならない。EIOPAは、欧州の「より大胆に、より簡素に、より迅速に」というアジェンダに基づき、その規制・監督のアプローチをより洗練されたものにしてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • EIOPAは、規制の簡素化は、欧州の、かつ、長期的な視点によって行われなければならないと考えている。
簡素化に取り組んでいる領域	<ul style="list-style-type: none"> • 健全性にかかる報告 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、ソルベンシーIIの下での報告および開示要件を簡素化してきている。例えば、2026年に実施した実施にかかる技術的な基準（ITSs）の見直しでは、22%のデータ・ポイントの削減を行った。 • プロポーショナリティ <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、特に、小規模で複雑でない保険会社および保険グループについて、ソルベンシーIIにおけるプロポーショナリティの枠組みにかかる仕様書を見直した。EIOPAの見立てでは、欧州経済領域（EEA）における保険会社の約28%である660社（キャプティブを含む。）が、小規模で複雑でない保険会社に該当し得る。 - 現在、EIOPAのプロポーショナリティに関する諮問委員会は、プロポーショナリティの一貫した適用に資するガイダンス等を作成している。 • サステナビリティ <ul style="list-style-type: none"> - 改正後のソルベンシーIIは、保険会社に対してサステナビリティ・リスク計画を作成することを求めている。その実施のアプローチを検討する際、EIOPAは、可能な限りにおいて、サステナビリティ報告にかかる既存の要件やデータを利用することを志向していた。 • データおよびデジタライゼーション <ul style="list-style-type: none"> - 欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）を実施する際、EIOPAは、各国当局が真に必要であると考える領域についてのみガイドラインを策定することとした。 • 金融安定 <ul style="list-style-type: none"> - EIOPAは、流動性のモニタリング報告の簡素化の検討を開始している。 - EIOPAは、改正後のソルベンシーIIと保険再建破綻処理指令の実施の負荷を勘案し、次回の汎欧州のボトムアップの保険ストレス・テストの実施を2027年から2028年に後ろ倒しする予定である。 - EIOPAは、保険募集指令（IDD）の要件の簡素化を模索する。 • 監督 <ul style="list-style-type: none"> - 監督における一貫性（supervisory unity）というコンセプトは重要であるものの、より効率的で一貫した監督上のアウトカムの実現を目指すため、EIOPAの監督ボード（Board of Supervisors）の権限の強化を検討する必要があると考えられる。

インプリケーション：（記事Bのインプリケーションを参照）

(参考) EIOPA ‘EIOPA reports progress on its simplification initiatives’

K: 豪 ASIC、2026～2027 年の監督上の優先課題を公表（9 月 30 日）

- オーストラリア証券取引委員会（ASIC）は、銀行、退職年金基金、損害保険、生命保険および金融市場それぞれにかかる2026～2027年の監督上の優先課題を公表した。そのうち、生命保険および損害保険セクターにかかるものは以下のとおり。

生命保険セクター	
セクターの概況	<ul style="list-style-type: none">生命保険会社は、オーストラリア人に対して重要な財産上のプロテクションを提供している。他方で、高度障害（total and permanent disability：TPD）保険の持続可能性や急速な技術の変化といった環境に直面している。
優先課題	<ul style="list-style-type: none">生命保険セクターにおけるサービス<ul style="list-style-type: none">顧客に対して良質のサービスを提供するための基本は、基礎的なことを正しく行うことである。それには、保険会社が約款の写しを保管する、保険料を正しく計算する、保険金を正しく支払うことが含まれる。ASICが受け付けている苦情等のデータによると、これらの基礎的なことが必ずしも正しく行われていない。ASICは、生命保険会社のサービスにおける課題のレビューを行っており、その結果を、2026～2027年の第3四半期に公表する予定である。葬儀保険<ul style="list-style-type: none">ASICは、オーストラリア金融苦情当局（AFCA）や消費者団体から、葬儀保険について、コストがベネフィットを上回っているなどとの苦情を受けている。こうしたことから、ASICは、2026～2027年の下半期において、葬儀保険にかかる保険会社のプラクティスのレビューを行うことを予定している。継続的な取り組み<ul style="list-style-type: none">ASICは、弱い立場にある顧客にかかるミスコンダクト、サイバー・レジリエンス、および、AIの利用の影響などの主要な課題に引き続き焦点を当てる。また、ASICは、オーストラリア生命保険協会による生命保険にかかる新たな実務指針（Code of Practice）の作成の状況をモニターする。他の当局との連携<ul style="list-style-type: none">ASICは、オーストラリア健全性規制庁（APRA）等の当局と連携し、TPDの持続可能性、サイバー・リスクなどに対応する。
損害保険セクター	
セクターの概況	<ul style="list-style-type: none">損害保険会社は、オーストラリアの家計に対して、広範なリスクにかかる重要なプロテクションを提供している。他方で、同セクターは、巨大災害リスク（catastrophe risks）の増加、保険金支払いにかかるコストの上昇、保険料の上昇圧力、急速な技術の変化といった環境に直面している。

優先課題	<ul style="list-style-type: none"> • 保険金請求管理会社（claims management firms） <ul style="list-style-type: none"> - 損害保険会社や消費者は、保険金請求管理会社のプラクティスにかかる懸念を高めている。そうした懸念には、販売や顧客の獲得、手数料やキャンセルの取決め、保険金支払い請求や苦情対応における管理会社の役割、修理者やその他のサプライヤーとの商業的な関係などが含まれる。 - ASICは、2026～2027の第1四半期に、そうした保険金請求管理会社のプラクティスのレビューを行う。 • 実務指針（Code of Practice） <ul style="list-style-type: none"> - ASICは、オーストラリア保険協会が作成する損害保険の新たな実務指針（案）のレビューを行う。 • 継続的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> - ASICは、損害保険会社に対して、自動車保険の更新や見積りにかかる文書の内容を改善することを慫慂する。それには、保険料の計算に影響する主要な要素の明確な説明を盛り込むこと、保険料を月次で支払う場合と年次で支払う場合との差異を明確に示すこと、などを含む。
------	--

インプリケーション：「顧客に対して良質のサービスを提供するための基本は、基礎的なことを正しく行うことである」というASICの指摘は正しい。基礎的なことを正しく行うためには、一つには、金融機関のガバナンスがしっかりとしたものであることが不可欠であり、また、統制機能に適切なリソース（数とケイパビリティ）が配賦されている必要がある。その意味で、顧客の保護のためにも、厳格なガバナンスを確保できない（そのケイパビリティが無い）金融機関には、市場からの退出を慫慂される必要があるものと考えられる。

（参考）ASIC ‘ASIC releases 2026–27 supervisory priorities to support better regulation and give industry greater certainty’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

パートナー

ファイナンシャルサービスーズ

リスクアドバイザリー

合同会社デロイトトーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>